

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和7年1月17日 午前10時00分 招集
2. 令和7年1月17日 午前10時00分 開会
3. 令和7年1月17日 午前10時51分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	5 番	佐 藤 和 宏
6 番	佐 藤 菊 男	7 番	児 玉 正 孝
8 番	甲 斐 純 一 郎	9 番	立 石 昭 夫
10 番	竹 原 祐 一	11 番	園 田 浩 文
12 番	市 原 正	13 番	大 倉 幸 也
14 番	湯 浅 正 司	15 番	五 嶋 義 行
16 番	古 木 孝 宏	17 番	谷 崎 利 浩
18 番	菅 敏 徳		

欠席議員

4 番	竹 原 真理子
-----	---------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典
企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英	教 育 課 長	松 岡 幸 治
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
福 祉 課 長	森 永 智 保	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
市 民 課 長	甲 斐 直 喜		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 報告第 1 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 5 報告第 2 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 8 号）について

日程第 6 報告第 3 号 令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

日程第 7 議案第 4 号 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
について

日程第 8 報告第 5 号 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて

日程第 9 議案第 6 号 令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4
号）について

日程第 10 議案第 7 号 令和 6 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 11 議案第 8 号 令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）に
ついて

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日、臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただ今の出席議員は 17 名であります。4 番議員、竹原真理子君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 1 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしております執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番議員、甲斐純一郎君、9番議員、立石昭夫君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

1月10日午前10時から議会運営委員会を開催し、本日の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

本臨時会の付議事件は、条例の一部改正1件、一般会計、観光事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、水道事業、下水道事業の補正予算7件、合計8件であります。

会期は、本日1月17日の1日のみといたします。日程表は、事前に配付しているとおりでございます。

なお、本臨時会における議案等の審議方法は、委員会付託を省略して採決することといたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりです。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、委員長の報告のとおり、本日1日と決定いたしました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第3、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。それでは、早速、提案理由の説明をさせていただきます。

令和7年第1回阿蘇市議会臨時会、提案理由の説明。

議案第1号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に準じた給与等の改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について」

歳入では、普通交付税及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を追加しております。歳出では、給与改定に伴う人件費、地域振興緊急対策事業補助金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 5,510 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 196 億 9,594 万 2,000 円といたしました。

議案第 3 号「令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

歳出は、公園道路管理費 73 万 4,000 円を追加し、予備費 73 万 4,000 円を減額しております。既定の予算の組替えのため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 4 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

歳入では繰入金を、歳出では総務費及び保険事業費を追加し、諸支出金を減額しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 187 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 1,057 万 1,000 円といたしました。

議案第 5 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

歳入では繰入金を、歳出では総務費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 365 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 40 億 9,774 万 7,000 円といたしました。

議案第 6 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

歳入では繰入金を、歳出では総務費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 73 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 8,540 万 7,000 円といたしました。

議案第 7 号「令和 6 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 2 号）について」

収益的支出は上水道事業費用を 190 万円、簡易水道事業費用を 30 万円追加し、総額を 5 億 233 万円といたしました。

議案第 8 号「令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」

収益的支出では、公共下水道事業費用を 100 万 1,000 円追加し、総額を 5 億 4,734 万 5,000 円といたしました。資本的支出では、公共下水道事業資本的支出を 10 万 1,000 円追加し、総額を 3 億 8,835 万円といたしました。

なお、資本的収入は、資本的支出に対して不足する額 1 億 7,159 万 6,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上、議案 8 件、条例 1 件、予算 7 件を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。日程第 4、議案第 1 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」から日程第 11、議案第 8 号「令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」までの 8 件を会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号から議案第 8 号まで

は、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

日程第4 議案第1号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第4、議案第1号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。早々に臨時会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、議案書1ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第1号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。24ページになります。先ほど市長のほうからも御説明いただいております。具体的に申し上げますと、会計年度任用職員も含めた職員の給与について、情勢適応の原則、均衡の原則に基づきまして、国家公務員に準じた改正を行うために本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容、概要といたしまして、大きく二つになります。

まず、1点目といたしまして、人材確保の観点から、月例給を初任給や若年層に重点を置きつつ、全体的な改定を行っております。特に高卒初任給につきましては、月額2万1,400円、率にいたしますと12.8%になりますけれども、これを昨年4月1日に遡り、引き上げる内容となっております。

また、2点目といたしまして、一時金いわゆるボーナスにつきまして、令和6年度分については、12月期の期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分、合計0.1月分を加算、令和7年度以降につきましては、その加算、0.1月分を6月と12月の期末手当、勤勉手当にそれぞれ振り分ける2段階の改正となっております。

また今回、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正として、一括して上程をさせていただいております。本議案によりまして、まず1ページの第1条、22ページの第2条、これは阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例となっております。この条例をはじめ、23ページの第3条、第4条、阿蘇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、23ページの第5条、24ページの第6条、阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例、この三つの条例を合わせて改正するものでございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。

まず、給料表の改正でございます。1ページをお願いします。1ページの下の方の表になってまいります。1ページ、別表第1、行政職給料表1といたしまして、一般職の職員の改正後の給料表。

7ページをお願いします。7ページに、別表第2、ア、医療職給料表1といたしまして、病院等に勤務する医師及び歯科医師等の給料表。

11 ページをお願い申し上げます。11 ページに、イ、医療職給料表 2 といたしまして、薬剤師、栄養士、診療放射線技師等の給料表。

また 16 ページをお願いします。16 ページに、ウといたしまして、ウ、医療職給料表 3、看護師等の改正後の給料表をそれぞれ上げさせていただきます。

24 ページの附則第 1 条、第 2 項によりまして、令和 6 年 4 月 1 日に遡っての適用といたしているところでございます。

それでは、給料表以外の改正について、新旧対照表をもとに御説明を申し上げます。

25 ページからになります。25 ページ、表外の第 1 条及び 26 ページの表外の第 2 条になります。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、第 19 条の期末手当、第 20 条の勤勉手当、これにつきまして、昨年 12 月期支給分の支給率を一般職につきましては、それぞれ 100 分の 5 の合計 0.1 月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、それぞれ 100 分の 2.5 の計 0.05 月分を加算する改正でございまして、附則第 1 条におきまして、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡り適用することといたしております。

また、26 ページをお願いします。26 ページの表外第 2 条になります。令和 7 年 4 月 1 日から、本件につきましては適用するものでございまして、先ほどの第 1 条において引き上げました支給率、一般職の期末手当及び勤勉手当の 0.1 月分、また、定年前再任用短時間勤務職員の 0.05 月分、これをそれぞれ 6 月期、12 月期に均等配分する改正といたしております。

28 ページ、29 ページをお願いします。まず、28 ページの表外の第 3 条及び 29 ページ表外第 4 条に関しましては、任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

まず、特定任期付職員の給料月額をそれぞれ 1 万 2,000 円から 1 万 9,000 円引き上げる改正を行うとともに、期末手当につきまして、100 分の 5 月分を 12 月期に加算。この加算いたしました期末手当 100 分の 5 月分を令和 7 年 4 月以降については、第 4 条におきまして、6 月期と 12 月期に均等配分する改正といたしております。

続きまして、30 ページをお願いします。30 ページの表外第 5 条、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を一般職に準じまして、第 8 条の期末手当、第 8 条の 2 の勤勉手当について、12 月期分の支給率、それぞれ 100 分の 5 月分、合計 0.1 月分を加算する改正でございます。

第 5 条につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡り適用することといたしております。

最後 31 ページ、表外第 6 条をお願いしたいと思います。これにつきましては、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものでございまして、先ほどの第 5 条において引き上げました支給率、一般職の期末手当支給率 0.1 月分をそれぞれ 6 月期、12 月期に均等配分する改正といたしております。

なお、今回の給与条例の改正に合わせまして、一般会計、各特別会計、企業会計の人件費の補正も予算計上させていただいているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、議案第2号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。別冊1をお願いいたします。

ただ今、議題としていただきました議案第2号、令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

開いて1ページになります。まず、第1条ですが、今回の補正予算第8号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,510万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ196億9,594万2,000円と定めております。

今回の補正予算では、国の補正予算成立を受けまして、非課税世帯の方への給付金による支援、それから経済対策に加えまして、先ほどの国家公務員に準じた給与改定に基づく人件費の補正などを主に計上しているところでございます。

具体的には、7ページ以降で説明させていただきます。7ページをお願いします。まず、主な歳入予算になります。7ページの2段目、普通交付税につきましては、国税収入の増加等に伴い、交付額の再算定が行われまして、今回1億2,900万円を追加計上しております。

追加交付分の算定内訳といたしましては、臨時財政対策債償還基金費、それから臨時経済対策費、給与改定費などで、基本的には令和2年国勢調査人口を測定単位といたしまして、人口の増減率や一人当たりの各産業の売上高、事業所数などを用いた補正係数などによりまして、算定された額が追加配分されております。

それから、その一つ下になります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の非課税世帯分として、1億2,554万4,000円。その一つ下の、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分として、9,814万9,000円を計上しております。

こちらの交付金につきましては、国の総合経済対策に係るものになりますが、非課税世帯分につきましては、一つの事業に推奨事業分につきましては、三つの事業に充当してござい

して、後ほど歳出予算のほうで御説明いたします。

それでは、9 ページをお願いいたします。9 ページからは歳出予算になりますけれども、冒頭でお伝えしたとおり、国家公務員に準じた給与改定に基づき、多くの費目で報酬、給料、職員手当等、共済費などの人件費を増額しております。今回、特別会計への繰出金も含めまして、人件費のトータルで約 6,400 万円を増額しております。この人件費の財源につきましては、普通交付税の追加交付分の中で、おおむね措置されているところでございます。

続いて、11 ページをお願いいたします。11 ページの上から 2 行目になります基金積立てといたしまして、減災基金を 5,093 万 7,000 円積み立てることにしております。こちらは今回の普通交付税の追加交付分の中で、前倒しで措置されているものでございまして、令和 7 年度と 8 年度の 2 か年分の臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するために、減債基金に積み立てるものでございます。

続きまして、16 ページをお願いします。16 ページの左端、目の 22 番、価格高騰緊急支援給付金費（非課税世帯分）といたしまして、事務費も含めて合計で約 1 億 2,500 万円を計上しております。

18 節の負担金補助及び交付金に住民税非課税世帯給付金といたしまして、1 億 1,999 万円を計上しておりますけれども、こちらは住民税非課税世帯 1 世帯当たり 3 万円を基本といたしまして、子育て世帯につきましては、一人当たり 2 万円を加算する給付金になります。なお、財源につきましては全額、国の重点支援地方交付金を活用することとしております。

続いて、17 ページをお願いします。17 ページの左端、目の 3 番、児童運営費になります。10 節の需用費に賄い材料費（食材費等高騰対策分）として 127 万 2,000 円と、その一つ下、保育所等食材費等高騰対策事業費補助金として 759 万 6,000 円を計上しております。

こちらは物価高騰に伴う保護者の方の負担軽減を図るため、保育所等の副食費につきまして、一食当たり 40 円を支援するものでございます。なお、財源につきましては、国の重点支援地方交付金の推奨事業分を一部で活用しております。

続きまして、20 ページをお願いします。商工費になります。20 ページの一番下、地域振興緊急対策事業補助金（推奨事業分）といたしまして、事務費も合わせて 1 億円を計上しております。

こちらは、いわゆるプレミアム商品券事業でありまして、5,000 円で 7,000 円分の商品券を一人 2 セットまで購入できるように支援するものでございまして、物価高騰に伴う生活者支援及び消費喚起につなげるものでございます。なお、財源につきましては、国の重点支援地方交付金の推奨事業分を一部で活用する計画でございます。

それから、少し飛びまして、29 ページをお願いします。教育費になります。29 ページの中段以降、左端の目の 3 番、給食センター費になります。

財源内訳の国県支出金の欄に 1,300 万円とありますが、こちらは既に 9 月補正予算におきまして、食材費等高騰に伴う学校給食食材費等助成金といたしまして、一食当たり 40 円を市の一般財源のほうから負担することにしてございましたけれども、国の重点支援地方交付金の推奨事業分を一部活用するため、財源を組み替えるものでございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 谷崎です。

全体的なことで、30 ページの給食センターの補正については、前に措置をしておいて、予算が国で確定してから振り替えているんですけど、今回、給与措置がありました、これは国会が決まる前に市のほうで措置をしておいて、国会で通って財源が決まった後に振り替えるということはできなかったんですか。それだけちょっとお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問ですけれども、29 ページの給食センター費の財源変更の部分でございます。国の補正予算によりまして、今回、物価高騰の臨時交付金が措置されました。

こちらの給食センターの一食当たり 40 円につきましては、9 月補正予算のほうで一般財源として計上しておりましたけれども、今回そういった形で国の補正予算がつけましたので、遡及して財源変更ができるということでございましたので、遡って措置するというところで

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） すみません、失礼します。ただ今の御質問、整理を行いますと、今回の人事院勧告、国の国家公務員の給与の改訂に伴う、予算措置関係についての御質問というふうに承っております。

まず、国会のほうで通過したのが 12 月 17 日でありまして、12 月定例会間に合いませんでした。この臨時会がなければ 3 月に上程予定でありましたけれども、3 月についても支給まで相当タイトな日程になりますので、今臨時会に合わせて、上程をさせていただいております。

今、御意見の中には、まず国の法律が通る前に条例化をやって、その後に予算措置をすればよかったんじゃないかと、そういった御質問ということによろしいですかね。

条例が通る以上は、きちっと予算措置をする必要も出てきますが、国の法案が通っていない中で議会に上程をすること、また、国の法案が通っていない中で人件費として予算措置をすること、それは私たちの考えとしましては、議会軽視につながる、そういったこともございまして、今回、上げさせていただいております。

なお、財源につきましては、先ほどありましたように、普通交付税の中で財源措置がされておりまして、その普通交付税についても取扱い上は、もう一般財源として取り扱うことといたしておりますので、今回、計上させていただいているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） あの時点では、議会の最後で、おおむね通るのに 1 日違いか、どうかという状況だったので、おおむね通るだろうというところでの見通しだったんですけども、できれば年末にして、年末に給与が上がるといったほうが、年末が職員にとってはいいんじゃないかなと思ったので聞いたところです。

できるなら間に合わせて、需要があるときに措置できるようにできたらいいと思うので、今後よろしくをお願いします。何かあれば、一言お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 貴重な御意見ありがとうございます。今後の参考にもさせていただきたいと思いますが、執行部としては、やっぱり今日出して今日議決とか、今日審議になることも考えられますので、そこはもう慎重に取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 総ほかに質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 市原です

9 月に聞こうと思っていたんですけども、今回は保育所の食材補助金として、一食 40 円という予算が出ていますけども、この 40 円という根拠は何なのか、そのあたりの詳しい説明を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 今の9月の学校の給食の予算についてで、よろしいですか。ということであれば、1年間の給食運営費を算出しまして、その部分で、このままいくと不足額が見込まれるという総額を出して、それを割り当てた金額が、一食当たり 40 円になっているというような形になっております。

今回の分は予算組替えなので、それには積算は関係ないような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和6年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第6、議案第3号「令和6年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おはようございます。それでは、別冊2をお願いいたします。ただ今、議題としていただきました議案第3号、阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について説明します。

1、2ページをお願いします。第2号補正になります。

2ページの第1表を御覧いただけますか。今回の補正は、議案第1号、職員給与に関する条例の一部改正に伴うもののみになります。給与の増額分を既存の予備費で対応しますので、補正額自体はゼロとしております。

詳細は6ページをお願いします。歳出になりますけれども、目の公園道路管理費、節で繰入金として73万4,000円を計上しております。防災協の監視員のうちの2名が、会計年度任用職員であります。防災協の監視、過去監視になりますので、防災情報課の所管として一般会計に繰り出すものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第7、議案第4号「令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました議案第4号、令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料、別冊3の1ページをお開きください。本補正予算は第4号補正となります。

歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億1,057万1,000円と定めました。

次に、6ページをお願いいたします。2の歳入です。款10繰入金、目1一般会計繰入金に

つきまして、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に基づき、節4職員給与等繰入金として、人件費109万1,000円、事務費といたしまして78万円、合計187万1,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。3の歳出です。歳入で説明いたしました繰入金を充当財源といたしまして、職員及び会計年度任用職員の報酬、職員給、職員手当、共済費等の人件費を増額補正いたしました。

7ページ下段以下、款8保健事業費から、9ページの款9諸支出金につきましては、一般財源の調整のために減額補正といたしました。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第8、議案第5号「令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今、議題としていただきました議案第5号、令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料、別冊4の1ページをお願いいたします。本補正予算は第4号補正となります。

歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億9,774万7,000円と定めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入です。款8繰入金、目3その他一般会計繰入金につきまして、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に基づき、節1職員給与等繰入金132万2,000円を増額いたしました。

次に、2事務費等繰入金につきましても同様に、会計年度任用職員分といたしまして、233万円を増額計上いたしました。

次に、7 ページをお願いいたします。3 の歳出になります。歳入で御説明いたしました繰入金を充当財源といたしまして、職員給、期末勤勉手当、報酬、共済費、報酬等を増額補正いたしました。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第9、議案第6号「令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今、議題としていただきました議案第6号、令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料、別冊5の1ページをお開きください。本補正予算は第4号補正となります。

歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億8,540万7,000円と決めました。

次に、6ページをお願いいたします。2の歳入です。款4繰入金、目3事務費繰入金につきまして、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に基づきまして、節1事務費繰入金、73万5,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。3の歳出です。歳入で御説明いたしました繰入金を充当財源といたしまして、給料、職員手当、共済費等を増額補正いたしました。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和6年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第10、議案第7号「令和6年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました議案第7号、令和6年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の6でございます。1ページをお願いします。別冊6の令和6年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第2号）第1条、令和6年度阿蘇市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。こちらのほうは、議案第1号でありました給与条例改定に伴いまして、公営企業会計のほうも給与は一般会計に準じておりますので、その人件費の補正にあたります。

4ページからの予算明細書で御説明いたしますと、5ページをお願いします。上水道事業費用、営業費用、総経費、報酬、こちらのほう190万円、簡易水道事業費用、営業費用、総経費、報酬、こちら30万円増額補正しまして、合わせました220万円を増額補正しまして、収益的支出合計を5億233万円としました。

1ページに戻っていただきまして、第3条、予算第7号に掲げる職員給与費の金額を1億990万円と改めました。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和6年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第11、議案第8号「令和6年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今、議題としていただきました議案第8号、令和6年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

別冊の7でございます。

1 ページをお願いします。令和6年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、第1条、令和6年度の阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めることによります。第2条、予算第3条に定めた収益的支出を次の通り補正します。こちらも水道事業と同じように、人勸による企業会計に伴う給与の増額補正をするものでございます。

7 ページをお願いします。7 ページの公共下水道事業費用、営業費用、総経費と特別損失、その他特別損失を合わせた給与改定人件費として100万1,000円を増額補正し、収益的支出合計を5億4,734万5,000円としました。

8 ページをお願いします。8 ページの公共下水道事業、資本的支出、建設改良費、管路建設費、給料等の人件費を10万1,000円増額補正し、資本的支出合計を3億8,835万円としました。

収益的支出及び資本的支出の変動によりまして、1 ページに戻っていただきまして、第3条、予算第4条本文括弧（不足する額1億7,149万5,000円）を（1億7,159万6,000円）に改めます。

続きまして、2 ページをお願いします。第4条、予算第9条に掲げる職員給与費の金額を4,408万5,000円と改めました。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、これで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第1回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 7 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員